

第1回 前島のぶながタウンミーティング

令和7年8月27日（水曜日）

午前10時30分から午前11時30分

場所：西宮市大学交流センター講義室2
（アクタ西宮 東館6F）

本日の予定

- 10:30から10:40 ご挨拶
- 10:40から11:10 西宮市高齢者福祉に関するご説明
 (副題) 西宮市高齢者福祉と財産管理
- 11:10から11:30 質疑応答 (西宮市政全般を含む)
 - ・ 西宮市立病院の跡地活用について
 - ・ 西宮市健康ポイント事業について
 - ・ 財政構造改善実施計画について 等

日常生活自立支援事業

西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括センター）

- ・ 家賃や光熱費の支払いを忘れる
- ・ 通帳やキャッシュカードの管理ができない
- ・ 市役所から届く書類の内容がわからない
- ・ 介護保険の申請の仕方がわからない

内容

- 市内 15 か所
- 保健師（看護師）社会福祉士、ケアマネジャーなどが連携
 - ①相談・支援 ②介護予防 ③権利擁護 ④連携
- 利用対象者
 - ① 判断能力が不十分
 - ② 日常生活自立支援事業の契約内容が理解できること
→ 介護保険の対象者以外も可
- 社会福祉協議会と利用契約を締結

お気軽にご相談ください
高齢者の暮らしを支える
西宮市高齢者あんしん窓口へ!!

西宮市高齢者あんしん窓口(地域包括支援センター)とは、高齢者のみなさんが
住み慣れた地域で、いつまでも元気で安心して過ごしていただけるよう、
様々な支援を行なうために、西宮市が主体となって設置している、身近な相談窓口です。



☆ ご本人のほか、ご家族・ご近所の皆様も、お気軽にご相談ください。担当地域は裏面をご覧ください。

西宮市 【令和7年4月】



西宮市高齢者あんしん窓口 ～地域包括支援センター～

★あんしん窓口の開所時間は月～土曜日（祝祭日・年末年始は除く）の午前9時～午後5時までです。

あんしん窓口名・TEL	担 当 地 域 （あいうえお順）
安 井 ☎0798-37-1870	相生町、江上町、大井手町、大谷町、御茶家平町、宮町、神福町、菊谷町、木津山町、久出ヶ谷町、 壺井町、須見町、越水町、赤町、桜谷町、深木町、城ヶ越町、城山、東成町、葛塚町、千歳町、 津田町、常磐町、殿山町、中須佐町 1～8 番、中前田町、南廻町、西田町、羽衣町、櫛塚町、 平松町、渡谷町、分銅町、松生町、松ヶ丘町、松園町、溝池谷町、室川町、安井町、柳本町、若松町
今津南 ☎0798-32-1702	新田町、花田町、石在町、今津大塚町、今津久寿川町、今津社前町、今津美町、今津山在家町、 今津西浜町、今津二葉町、今津真砂町、今津水波町、今津港町、甲子園綱引町、甲子園洲島町、 甲子園高瀬町、桑嶋町、津門川町、津門住江町、浜松原町、栗浜町、栗町、松原町、用海町、 与古道町
浜 脇 ☎0798-35-2440	荒成町、泉町、市庭町、今在家町、大浜町、神楽町、上藤原町、川添町、川西町、川東町、久保町、 篠井町、産所町、下藤原町、社家町、鑑石町、田中町、戸田町、中浜町、中藤原町、西波止町、 馬場町、浜町、浜盛町、堀切町、本町、前浜町、松下町、宮西町、宮前町、屋敷町、弓場町、 六瀬寺町、和上町
西宮浜 ☎0798-32-6064	西宮浜
小 松 ☎0798-45-7810	上鳴尾町、学文殿町、甲子園一～六番町、小宮根町、小松北町、小松町、小松西町、小松東町、 小松南町、里中町、花園町、若草町
高 須 ☎0798-44-4505	上田中町、上田西町、上田東町、笠原町、高須町、鳴尾浜、東鳴尾町
浜甲子園 ☎0798-42-3530	池崎町、枝川町、甲子園七～九番町、甲子園町、甲子園浜、鳴尾町、浜甲子園、古川町、 南甲子園、武庫川町
上甲子園 ☎0798-38-8031	今津曙町、今津上野町、今津野田町、今津山中町、上甲子園、甲子園清風町、甲子園口、 甲子園砂田町、甲子園浜田町、甲子園若良町、甲子園三保町、甲子園六石町、津門総羽町、 津門飯田町、津門船橋町、津門大宮町、津門大塚町、津門呉羽町、津門西口町、津門仁道町、 津門宝津町、戸崎町
深 津 ☎0798-64-0050	曾木町、芦原町、大塚町、瓦林町、龍野町、甲子園口北町、西福町、神蔵宮町、神明町、葛塚町、 満松町、田代町、天遠町、中島町、中須佐町 9 番、中殿町、半木町、深津町、二見町、松重町、 松山町、南昭和町 3 番以外、森下町、南度町
瓦 木 ☎0798-68-2702	薬石山、荒木町、大塚町、大森町、岡田山 1～3 番、上之町、河原町、北口町、北昭和町、 甲島園、大社町 1・2・7～10・13 番、高木西町、高木東町、高岸町、長山町、中屋町、能登町、 野間町、林田町、日野町、広田町、伏原町、丸橋町、南昭和町 3 番、栗餅町
甲 山 ☎0798-71-9904	石割町、老松町、奥畑、甲山町、神園町、栢堂町、栢堂西町、神原、北名次町、北山町、 岩紫園一～六番町、姥舎町、剣谷町、甲陽園山王町、甲陽園西山町、甲陽園東山町、 甲陽園日之出町、甲陽園木庄町、甲陽園目神山町、甲陽園若江町、姫岩町、緑水神社家持山、 桜町、五月ヶ丘、獅子ヶ口町、寛林寺、寛林寺寺割谷、寛林寺町、寛林寺南町、新甲陽町、向石町、 大社町 3～6 番・11・12 番、名次町、西平町、屋沙門町、榎之池町、豊栄町、松風町、美作町、 南越木岩町、湯元町、六軒町
甲 武 ☎0798-54-8883	一里山町、大島町、上大市 3～5 丁目、平東園 1・2 丁目、田近野町、段上町、仁川町 1・2 丁目、 榎ノ口町
甲 東 ☎0798-57-5280	一ヶ谷町、上ヶ原一～十番町、上ヶ原山田町、上ヶ原山手町、岡田山 4～7 番、上大市 1・2 丁目、 上甲東園、神呪町、甲東園 3 丁目、下大市西町、下大市東町、松籬荘、仁川五ヶ山町、 仁川町 3～6 丁目、仁川百合野町、門前町、門戸岡田町、門戸荘、門戸西町、門戸東町、若山町
塩 瀬 ☎0797-63-3320	青葉台、清瀬台、国元台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩、名塩赤坂、名塩ガーデン、 名塩木之元、名塩さくら台、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩東久保、名塩平成台、 名塩南台、名塩美山、生瀬高台、生瀬町、生瀬東町、生瀬武庫川町、花の拳、東山台、宝生ヶ丘
山 口 ☎078-903-0525	北六甲台、すみれ台、山口町上山口、山口町金仙寺、山口町香花園、山口町下山口、山口町中野、 山口町名来、山口町阪神流通センター、山口町船坂

シニアサポート事業

- 65歳以上の利用会員と60歳以上の提供会員
- 提供会員による有償ボランティア
- 1時間あたり500円（別途交通費有）
- 活動内容
 - ・生活必需品の買い物代行・外出の付き添い
 - ・部屋の掃除・庭の草取り・電球交換・家具の移動・衣類など



西宮市シニア
サポートセンターでは



地域の助け合い活動をお手伝いします

シニア世代
相互の助け合い

近頃、身体が動きにくくなったと感じる方、
ちょっと手伝ってもらえれば助かると感じる方と、
元気なシニアの方との助け合いです。
地域の 60 歳以上の方を中心としたボランティア会員が、
お手伝いさせていただく有償ボランティアの活動です。



その他にも...

換気扇などの掃除

家具の移動

電球の交換

衣類などの整理

粗大ごみ出し など

お気軽にご相談ください!

※西宮市外にお住まいの方は
こちらのサービスをご利用になれませんので、ご了承ください。

× 下記の内容は
対象外となります

たとえば...

- ▶ 身体介護 ▶ 食事づくり
- ▶ 車椅子のサポート
- ▶ 薬の管理 ▶ 留守中の作業
- ▶ 引越しの手伝い
- ▶ プロのお仕事の代行
- ▶ お手伝いさんの派遣 など

シニア同士の助け合いのしくみ

ちょっとした手助けがあれば助かると感じているシニア（利用会員）と
自分ができることで誰かを支えたいと思っているシニア（提供会員）の
心を橋渡しします。



活動は有償です

利用会員は、提供会員に
1時間以内500円の
活動費を支払います。
(交通費は利用会員が負担)

活動日・時間

土日祝日および年末年始
(12月28日～1月4日)を除く。
原則として**午前9時30分～
午後4時30分までの間の
1～2時間**。

その他

会員登録の際、
登録料や入会金などは
必要ありません。
万一の事故にそなえて、
保険に加入しています。

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽に

西宮市シニアサポートセンター
TEL.0798-67-0630
FAX.0798-67-0675

〒662-0832 西宮市甲風園1-8-1 (ゆとり生活館アミ 1階)

【営業時間】平日午前9時～午後5時 ※土日祝および年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日

西宮市シニアサポートセンターは、生活福祉総合コープが運営しています



住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの 「取付支援」

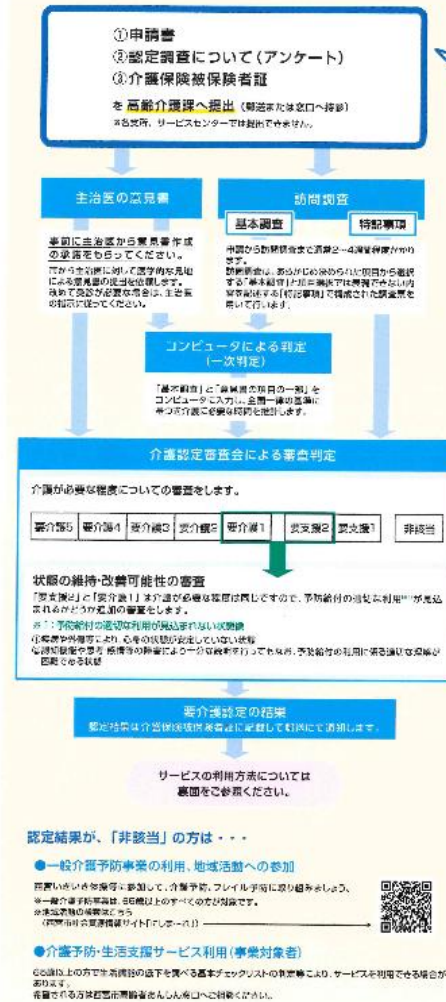
- 消防局
- 住宅用火災警報器：マンションなどの共同住宅では設置義務
- 感震ブレーカー：地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めてくれる機械
- 器機はご自身で用意
- 消防署員が取付

介護保険の利用 要介護認定

- 申請書の作成提出
- 市の調査員による訪問調査
- 主治医の意見書
- コンピューターによる第一次判定
- 介護認定審査会による審査判定
- 要介護認定の結果

要介護認定について

介護認定のお問い合わせは
西宮市 高齢介護課 電話 0798(35)3133
0798(35)3348
〒662-8567 西宮市六瀬寺町10番3号



申請の方法

●申請書類の入手方法

市ホームページ(ページ番号97175115)からダウンロードできるほか、高野介護課から贈送することもできます。
また、本庁舎1階の高野介護課11番窓口および各支所、サービスセンターの窓口でも配布しています。

●申請時の注意点

現在無償で提供、訪問看護やリハビリなどを利用している場合は、病院で利用中の医療機関へ介護費などの申請中であることを必ず伝えてください。

これらのサービスについては、介護保険が適用して適用されるため、必要に応じてサービス費やサービスを利用した費用に本人負担額（10割）を負担することになります。

●介護保険被保険者証がお手元にない場合

コ映画類と併せて「介漢保険契約書送付書(申請書)」を提出してください。
 (入手方法は「記」●申請書類の入手方法)と同じ
 ※介漢保険契約書の送付書の発行手続は不要です。

2号被保険者の方

(40歳から64歳までの国民保険に加入している方)

●特定疾病を理由に申請する2号被保険者の方は、申請書に医療保険給付記録票の写しを添付してください。

- 介護保険施設受給者証の交付を受けていない方は、併せて「介護保険受給者証申請書（交付等申請書）」を添付してください。

■「更新」の申請

題意には有効期間があります(介護保険受給者証面に記載されています)。引当金サービスを利用したい場合は、更新の申請が必要です。更新の申請は、有効期間満了の80日前からできます。

■「変更」の申請

軌道の有効期間内でも、心算の状態が変わった場合には、要介護状態区分の変更の申請が必要です。

■介護保険資格者証および介護保険負担割合証

申請の資料等、特許権取得の内容等に関する介助業務は、
 駐在員が担当します。新規申請をした方には、介助サービスを利用
 するときの利用者の負担割合(1割～3割)を記載した介助
 費率表を別添い状でお送りします。

■すぐにサービス利用が必要なのは

状況により、認定給付が出る前に介護サービスを利用できる場合がありますので、お住いの地域の障害者支援センターへお問い合わせください。

西宮市高齢者あんしん窓口

(地域包括支援センター)
高齢者の総合相談・支援を行う身近な相談窓口です。

■弱定結果通知

申請から発給開始までの経過期間については、通常30日間以内であります。発給開始または変更通知と認定された場合、有効期間開始日は申請日またはその前日となります。更新申請の場合は、前回の有効期間が満了する日の翌日が新たな有効期間の開始日となります。

■認定結果に不服があるときは

岡山県が設置する「介護保険調査会」(電話 079-341-7211)に
不図申し立てることが出来ます。まずは市の高齢介護課へお相
談ください。

市の調査員による訪問調査

- 認定調査票→74の調査項目

- ①身体機能・動作

- 起き上がり、歩行、移乗（ベッド⇔椅子など）、排泄（トイレ動作の可否）、食事、入浴

- ②生活機能

- 買い物、調理、金銭管理、薬の管理、掃除、洗濯、電話の使用

- ③認知機能

- 短期記憶・理解・判断力、日付や場所の見当識、会話の成立度合い

- ④行動・心理状態

- 徘徊、妄想、暴言・暴力、不安、抑うつ、睡眠障害

- ⑤社会生活への適応

- 外出、近所づきあい、趣味活動の可否

認定結果

- 非該当（自立）
- 要支援：日常生活に見守りや支援を必要とする状態
 - 要支援 1：基本的には自立
掃除や買い物など一部の生活動作に支援が必要
 - 要支援 2：家事・身の回りのことに一部または大きな支援が必要

要介護：介護を要する状態

- 要介護 1
- 要介護 2
- 要介護 3
- 要介護 4
- 要介護 5

成年後見制度

- 認知症や知的障害、精神障害などによって自分で大切な契約や
お金の管理が難しくなった方の財産管理や身上監護を、裁判所
が選任した成年後見人がご本人に代わって行う制度
- 法定後見：判断能力が減退してきた方について、家庭裁判所が
後見人を決めて支援する制度
補助・補佐・後見
- 任意後見：公正証書で任意後見契約を締結

どんなときに使うのか？

- 預貯金の管理ができない
- 詐欺被害や消費者被害の対象にされるおそれ
- 施設入所の契約をしたい
- 自宅を売却して介護費用や施設費用を捻出する
- 遺産分割を行う必要がある

- 補助：精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者
軽度の認知症など判断力が少しだけ不十分な方
→ 本人が難しい部分だけ代理や同意
- 保佐：精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者
中程度の認知症の方など判断力がかなり不十分な方
→ 日常生活に関する判断はご自身で可能
→ 大きな契約などに同意が必要・必要に応じて代理
例：不動産の売却・借金など
- 後見：精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者
重度の認知症など判断力がほとんどない方
→ 財産管理や契約などを全面的に代理

成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度利用支援事業（くらし支援課ないし障害福祉課）
- 認知症高齢者の方で親族がいないなどの理由から申立てができない場合に申立ての代行（市長申立て）
- 申立て費用や後見人の報酬について経済的助成
- 配偶者や四親等内の親族がいない方が対象

介護認定との関係

要介護認定：どの程度の介護が必要かという身体的な側面

成年後見：自分の行う法律行為の内容とか意味を理解して判断する能力

- 実務感覚としては
- 要支援≡補助程度
- 要介護1から2≡保佐
- 要介護3から5≡後見を検討
 - * もちろんずれるケースはある

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	□ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要		
	□ 申立人 ※ 申立人が被後見者の場合は、以下この欄の記載は不要		
	☑ 申立人以外の ☑ 以下に記載の者 □ 別紙※に記載の者】※人4×印の用紙を23枚が適しく24枚も		
	〒		
住所	申立人の住所と同じ		
市区町村	〒 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	電話番号	〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
氏名	姓 〇 〇 の な つ お 名 甲 野 夏 男		
本人との関係	☑ 親 属： □ 配偶者 □ 親 □ 子 □ 孫 □ 兄弟姉妹 □ 甥 □ 甥姪 □ その他（関係： ） □ 親属外：（関係： ）		

手続費用の上申
☐ 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。
※ 印紙手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りります。寄附のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。 ☑ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ☑ 本人の住民票又は戸籍附票 ☑ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 （成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）） ☑ 本人の診断書 ☑ 本人の健康診断結果 ☑ 本人の健康状態に関する資料 ☑ 本人の成年後見人等の登記がされていないことの証明書 ☑ 本人の財産に関する資料 ☑ 本人が相続人となっている遺産分割完了の相続財産に関する資料 ☑ 本人の収支に関する資料 □ 保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合 同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書など） □ 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）
------	---

任意後見制度

- 将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ自分で選んだ人に、自分の財産管理や身上監護を任せるための制度
- 公正証書で任意後見契約を締結
- 判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立て
→ 裁判所が任意後見監督人を選任した時点で発動
- 自分の希望する人に自分の財産管理や身上監護を任せることができる点がメリット
- 最初に公正証書を作らないといけない点、費用的な問題がデメリット

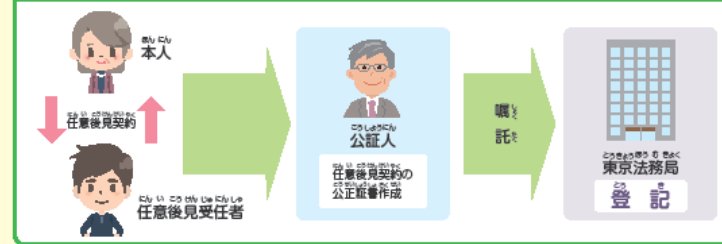
Q9

任意後見制度とは、どんな制度ですか？



A 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

本人が十分な判断能力を有する時



本人の判断能力が低下した時



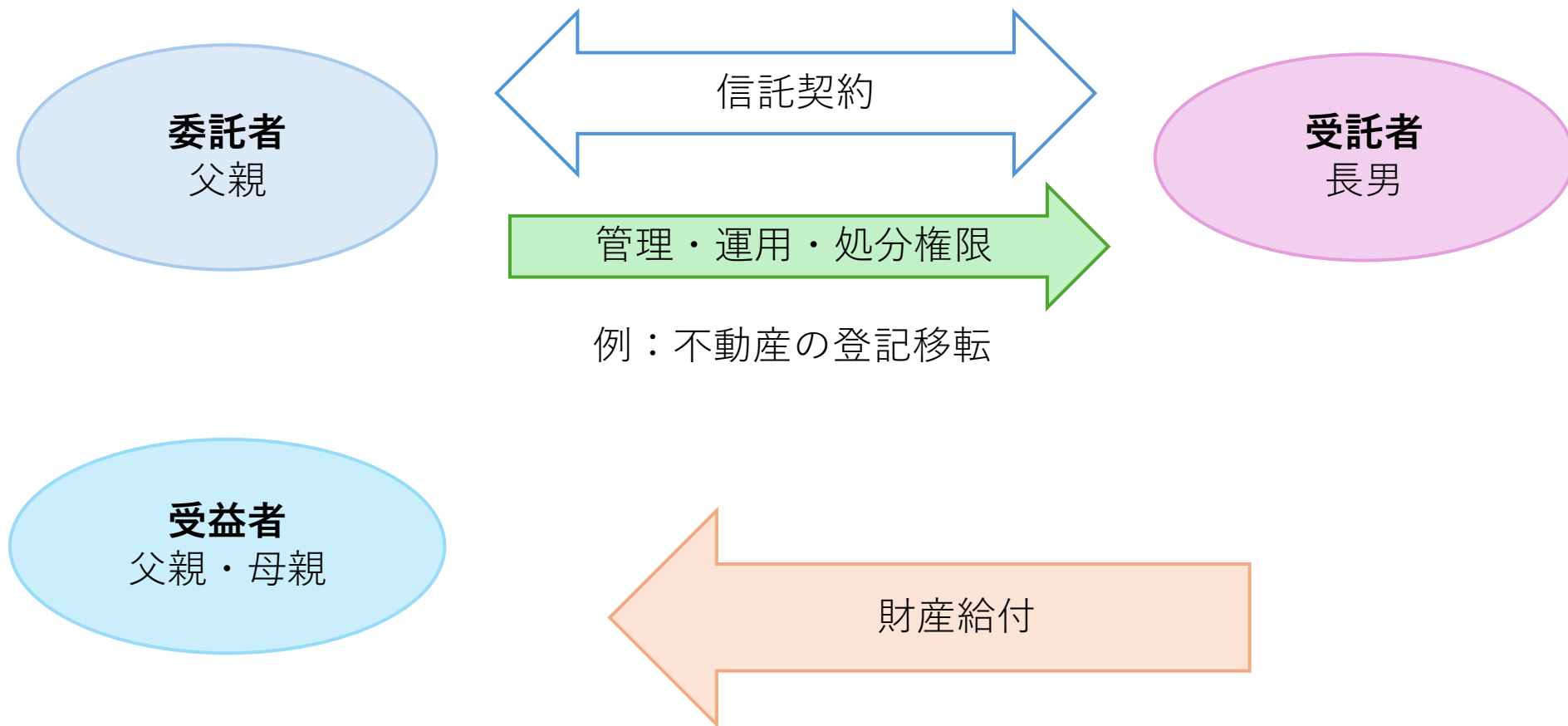
任意後見の開始



民事信託

- 貸ビル業を営んでいるお父さんの認知能力が少し減退してきた場合に、お父さんを委託者、息子さんを受託者として不動産の所有権を息子さんに信託して移転
- 信託財産から利益を受ける人（受益者）をお父さんとかお父さんが亡くなった後のお母さんに設定
- ご両親の認知能力が減退した後も息子さんが管理する賃料から介護費用などを捻出できる
- スキームが難しい、公正証書を作るケースが多い

民事（家族）信託の流れ



徘徊・事故

振り込め詐欺
消費者被害

空き家問題
マンションの老朽化

見守り・日常生活自立支援事業

ペット

デジタル遺産

要支援 1

要支援 2

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

現在

相続

補助

補佐

後見

任意後見契約

監督人選任

民事信託

遺言

預金の解約

自宅の処分

お墓の承継